

LEC 社会保険労務士講座／テキスト・レジュメ訂正情報

## 2025 年版 ベーシックテキスト

(2025 年合格目標 基礎編 講義使用教材)

(2024/05/14 現在)

2025 年合格目標 合格講座 基礎編の講義使用教材である「2025 年版ベーシックテキスト」におきまして下記の訂正箇所がございます。大変おそれいりますが、教材の訂正をお願いいたします。

※2025 年版ベーシックテキストでは、令和 6 年 4 月 1 日までの改正内容につき補正対応いたします。以降の改正内容につきましては、2025 年合格目標 合格コースの教材でご確認ください。  
※科目名の後の英数字は教材を区別するためのコードです。2025 年版ベーシックテキストでは裏表紙のバーコード下に記載があります。

**【2024/05/14 更新分】**

労働基準法（RU25020）

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P19 表 [2つの明示事項]	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）

[2つの明示事項]

絶対的明示事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 契約期間</li> <li>• <u>有期労働契約を更新する場合の基準（通算契約期間又は有期労働契約の更新回数に上限の定めがある場合には、当該上限を含む）</u></li> <li>• <u>就業の場所や従事すべき業務（就業の場所や従事すべき業務の変更の範囲を含む）</u></li> <li>• 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無</li> <li>• 賃金の決定、計算及び支払の方法、昇給</li> <li>• 退職関連 等</li> </ul>
相対的明示事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 退職手当（退職金）</li> <li>• 賞与</li> <li>• 安全衛生</li> <li>• 表彰及び制裁（懲戒） 等</li> </ul>

### 雇用保険法 (RU25023)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P44 [3]手続き関連 本文 1行目	特定一般教育訓練受講予定者は、開始する日の <u>1か月前</u> までに、…	特定一般教育訓練受講予定者は、開始する日の <u>14日前</u> までに、…
改正	P45 [3]手続き関連 本文 1行目	専門実践教育訓練受講予定者は、開始する日の <u>1か月前</u> までに、…	専門実践教育訓練受講予定者は、開始する日の <u>14日前</u> までに、…
	訂正箇所	訂正後	
改正	P57 <b>1 雇用安定事業</b> 青枠	※下記に差し替え (下線部が訂正部分)	

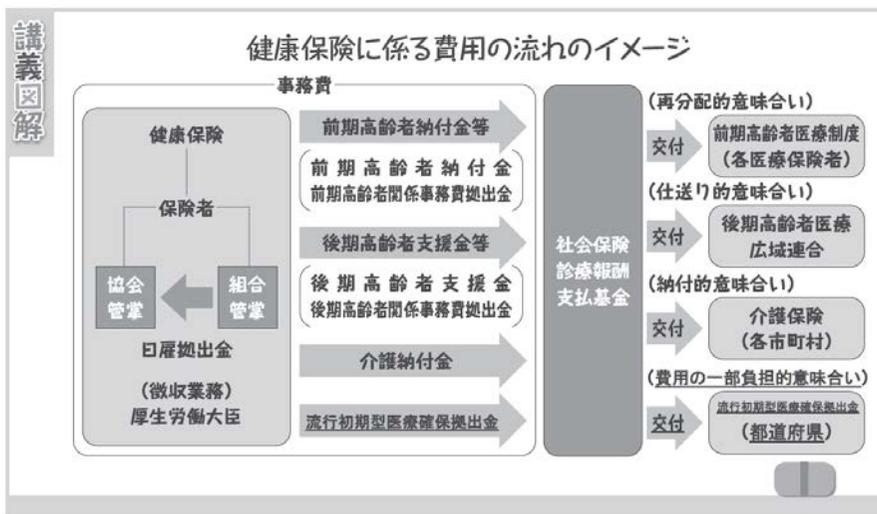
- 雇用調整助成金
- 早期再就職支援等助成金
- 特定求職者雇用開発助成金
- トライアル雇用助成金
- 地域雇用開発助成金
- キャリアアップ助成金 など

## 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（RU25024）

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P23 <b>4 雇用保険率</b> 表のタイトル	[令和 <u>5</u> 年度の雇用保険率]	[令和 <u>6</u> 年度の雇用保険率]  ※各雇用保険率は令和 5 年から変更されていないため、表のタイトルのみ令和 <u>6</u> 年度に変更願います。

### 健康保険法 (RU25026)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P61 <b>1 事務費に対する国庫負担</b> 本文 3 行目	…、健康保険事業の事務（前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金並びに介護納付金の納付に関する事務を含む）の執行に要する費用を負担します。	…、健康保険事業の事務（前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金、 <u>介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金</u> の納付に関する事務を含む）の執行に要する費用を負担します。
	訂正箇所	訂正後	
改正	P61 <b>講義図解</b> 「健康保険に係る費用の流れのイメージ」 図表	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）	



## 厚生年金保険法 (RU25028)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P42 2 具体的な要件 本文3行目	上の「一定要件」とは、総報酬月額相当額（簡単にいうと、賞与込みの賃金1か月分）と基本月額（年金1か月分）の合計額が <u>48万円</u> （令和5年度現在）を超える場合です。	上の「一定要件」とは、総報酬月額相当額（簡単にいうと、賞与込みの賃金1か月分）と基本月額（年金1か月分）の合計額が <u>50万円</u> （令和6年度現在）を超える場合です。
	訂正箇所	訂正内容	
		訂正後	
改正	P42 2 具体的な要件 イラスト	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）	



	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P48 <b>5 65歳以後 の在職老齢年金</b> 本文2行目	総報酬月額相当額（簡単にいうと、賞与込みの賃金1か月分）と基本月額（年金1か月分）の合計額が <u>48万円</u> を超える場合に、老齢厚生年金が減額又は停止される制度です。	総報酬月額相当額（簡単にいうと、賞与込みの賃金1か月分）と基本月額（年金1か月分）の合計額が <u>50万円</u> を超える場合に、老齢厚生年金が減額又は停止される制度です。

以上